

千曲市キャラクター「あん姫」のデザイン使用に関する要綱

平成 25 年 11 月 29 日

千曲市告示第 90 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、千曲市キャラクター「あん姫」のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「キャラクター等」とは、市が定めた千曲市キャラクター「あん姫」基本デザイン（別表）及び市長が別に定めるその展開デザインをいう。

(キャラクター等に関する権利)

第 3 条 キャラクター等に関する一切の権利は、市に属する。

(使用の申請)

第 4 条 キャラクター等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、営利を目的とせず、図柄を変更することなく平面で使用するときは、この限りでない。

- (1) 市の関係機関等が使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 区・自治会等の住民組織が地域活動において使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) 個人、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用について適当と認めたとき。

2 前項の承認を受けようとする者は、千曲市キャラクター「あん姫」デザイン使用申請書(様式第 1 号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(使用の承認)

第 5 条 市長は、前条第 2 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 市の信用若しくは品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) キャラクター等を第 7 条に規定する事項に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者が使用し、若しくはこれらの者がキャラクター等を用いた物品等を販売し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用について不適當と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、千曲市キャラクター「あん姫」デザイン使用(変更)承認通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、キャラクター等の使用承認に際し、必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第 6 条 キャラクター等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第 7 条 キャラクター等の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事

項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 別に定める色、形状等を正しく使用するとともに、原則としてキャラクターの名称(あん姫)を適当な位置に記載すること。
- (3) キャラクター等のイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) この要綱に基づく使用の承認により生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録、意匠登録等の出願並びに著作物に関する自己の権利の新たな設定及び登録を行わないこと。
- (6) キャラクター等を使用した物品等については、その完成時に、市長の確認を受けること。

(承認内容の変更)

第8条 使用者は、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ千曲市キャラクター「あん姫」デザイン使用変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、千曲市キャラクター「あん姫」デザイン使用(変更)承認通知書により使用者に通知するものとする。

3 使用者は、変更の承認後においても、前条各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
(使用承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき、又は違反したことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき、又はそのことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該承認に係る物品等を使用してはならない。

4 市は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

第10条 市は、使用者がキャラクター等の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合について、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年12月1日から施行する。

別表(第2条関係)

千曲市キャラクター「あん姫」基本デザイン



千曲市長 様

住 所（所在地）

申請者

氏 名（名称及び代表者名）

千曲市キャラクター「あん姫」デザイン使用申請書

下記のとおり、キャラクター等を使用したいので申請します。

なお、千曲市キャラクター「あん姫」のデザイン使用に関する要綱（平成25年千曲市告示第90号）第5条第1項各号に該当すると認められたとき又は第9条の規定により使用承認を取り消されたときは、直ちに使用を中止することを誓約します。

記

使用対象物件	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用数・製作数	
連絡先	担当者名 住 所 電話番号

※添付書類

- ①企画書、見本等（レイアウト、スケッチ、原稿等）
- ②申請者の概要
- ③その他参考資料

様

千曲市長

千曲市キャラクター「あん姫」デザイン使用（変更）承認通知書

年 月 日付で申請のありました千曲市キャラクター「あん姫」のデザインの使用（変更）について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

使用対象物件	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用数・製作数	
特記事項	

※使用に際しては次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用するとともに、原則としてキャラクターの名称（あん姫）を適切な位置に記載すること。
- (3) キャラクター等のイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 千曲市キャラクター「あん姫」のデザイン使用に関する要綱（平成25年千曲市告示第90号）に基づく使用の承認により生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録、意匠登録等の出願並びに著作物に関する自己の権利の新たな設定及び登録を行わないこと。
- (6) キャラクター等を使用した物品等について、市長の確認を受けること。

年 月 日

千曲市長 様

住 所（所在地）

申請者

氏 名（名称及び代表者名）

千曲市キャラクター「あん姫」デザイン使用変更申請書

年 月 日付 第 号で承認を受けた千曲市キャラクターデザインの使用について、下記のとおり変更したいので申請します。

なお、千曲市キャラクター「あん姫」のデザイン使用に関する要綱（平成25年千曲市告示第90号）第5条第1項各号に該当すると認められたとき又は第9条の規定により使用承認を取り消されたときは、直ちに使用を中止することを誓約します。

記

変更内容	(変更前)
	(変更後)
変更理由	
連絡先	担当者名 住 所 電話番号

※添付書類

- ①企画書、見本等（レイアウト、スケッチ、原稿等）
- ②その他参考資料